

## 21 世紀金融行動原則運営規程 改正内容対照表

改正前	改正後
<p>「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則 (21 世紀金融行動原則)」運営規程 平成 24 年 5 月 11 日改正</p>	<p>「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則 (21 世紀金融行動原則)」運営規程 平成 24 年 5 月 11 日改正 <u>平成 25 年 4 月 24 日改正</u> <u>平成 26 年 1 月 28 日改正</u></p>
<p>(署名金融機関等の責務等) 第 3 条</p> <p>(1) 署名金融機関等はその業務運営において、行動原則関連文書の趣旨を尊重し、その遵守に努めることとする。</p> <p>(2) 署名金融機関等は、行動原則に則った取組みについて、毎年 10 月末日までに(ただし、署名を行う年にあっては可能な限り第 2 条(3)に基づき行われる署名書式提出時において)別添 3 の様式により第 22 条に規定する事務局(以下「事務局」という。)に報告するものとする。ただし、署名金融機関等が行動原則に則った取組みについて、各種報告書、ウェブサイト等において既に公表しているときは、当該報告書、ホームページアドレス等の提出をもって別添 3 の様式の提出に代えることができる。</p>	<p>(署名金融機関等の責務等) 第 3 条</p> <p>(1) 署名金融機関等はその業務運営において、行動原則関連文書の趣旨を尊重し、その遵守に努めることとする。</p> <p>(2) 署名金融機関等は、行動原則に則った取組みについて、毎年 10 月末日までに(ただし、署名を行う年にあっては可能な限り第 2 条(3)に基づき行われる署名書式提出時において)別添 3 の様式により第 22 条に規定する事務局(以下「事務局」という。)に報告するものとする。<u>ただし、署名金融機関等が行動原則に則った取組みについて、各種報告書等において既に公表しているときは、当該報告書等の提出をもって別添 3 の様式の提出に代えることができる。</u></p>
<p>(議長) 第 6 条</p> <p>総会に、原則として署名金融機関等の中から 2 機関の共同議長を置き、互選によってこれを定める。共同議長は共同で会務を総理する。</p>	<p>(議長) 第 6 条</p> <p>(1) 総会に、原則として署名金融機関等の中から 2 機関の共同議長を置き、互選によってこれを定める。共同議長は共同で会務を総理する。</p> <p>(2) <u>議長の任期は、選任された日から原則 2 年とし、再任されることができる。</u></p>

<p><b>第1章 運営委員会</b></p> <p>(構成)</p> <p>第12条</p> <p>(1) 運営委員会は、運営委員により構成するものとする。</p> <p>(2) 運営委員は、署名金融機関等の中から、定時総会の決議によって、原則として10機関選任されるものとする。</p> <p>(3) 運営委員になることを希望する署名金融機関等は、(2)により運営委員の選任を行う定時総会の20日前までに事務局宛にその旨を書面にて提出するものとする。</p> <p>(4) 運営委員の任期は、選任された定時総会が開催された日から原則2年とし、再任されることができる。</p> <p>(5) 第19条に規定するワーキンググループの座長は、運営委員でない場合であっても運営委員会に出席し、意見を述べることができる。</p>	<p><b>第2章 運営委員会</b></p> <p>(構成)</p> <p>第12条</p> <p>(1) 運営委員会は、運営委員により構成するものとする。</p> <p>(2) 運営委員は、署名金融機関等の中から、定時総会の決議によって、原則として10機関選任されるものとする。</p> <p>(3) 運営委員になることを希望する署名金融機関等は、(2)により運営委員の選任を行う定時総会の20日前までに事務局宛にその旨を書面にて提出するものとする。</p> <p>(4) 運営委員の任期は、選任された定時総会が開催された日から原則2年とし、再任されることができる。</p> <p>(5) <u>第19条に規定するワーキンググループの座長は、原則として運営委員会に出席し、ワーキンググループの活動内容の報告を行うものとする。</u></p>
---	--